

昭和十五年十月十一日初版印刷
昭和十五年十月十五日和版發行

刑事政策の新動向

◎ 定價金壹圓六拾錢

著者 安 平 政 吉

發行者 株式會社 巖 松 堂 書 店

代表者 波 多 野 一



印刷者 堀 内 文 治 郎

發 兌 元

東京市神田區
神保町二丁目

巖 松 堂 書 店

電話九段(一)四一三五番 四一三六番
四一三七番 四一三八番
總發口廣東京六五五六番

第十章 臺灣に於ける犯罪の諸相

一 臺灣犯罪の統計的觀察

一 事變以來内地に於ては、犯罪一般は著しく減少するに至つたとされてゐる。從來、兎角世人の注目の的となつてゐた殺人とか、強盜とかの類は減少の一途を辿つてゐるといふことは、必らずしも詳細な統計を俟つまでもなく、ほぼ新聞紙に於ける三面記事等の上よりしても想像され得るのであつて、是れまた非常時局に處する國民熱誠の然らしむる所といふべく、洵に慶賀に堪へない次第である。臺灣に於ても、大體右と同様なことが云ひ得られるのではないかと思ふ。筆者の手許には、いま昭和十一年末（最新）までの「臺灣犯罪統計」と「警察統計書」とがあるのみで、昭和十二年度分は尙ほ未だ公にされてゐないのであるから、何とも判然としたことは言ひ得ないが、部分的に臺北州の犯罪統計等に徴するに、やはりこの傾向を示してゐるもの如く思はれるのである。が、その減少の度は、決して内地と同様に論じ得べき限りではない。いな寧ろ或る種の犯罪に在つては益々増加の状況にあり、發展の可能性大なるを思はしむるものがあるのであつて、そこに臺灣犯罪の内地、朝鮮その他の植民地等と大いに趣を異にするものがある。さうしてかかる臺灣犯罪の特殊性と諸相とは、

吾々が一度び臺灣島の位置と地勢、氣候と風土、そこに住む人種の歴史と發展の足跡、民族の慣習と風俗、性質等に想ひを致すとき、その基本的原理の把握に於て、甚だ明確なるものがあるのである。

さて臺灣人の民族性といふことであるが、之はいふまでもなく臺灣人一般の性質としては、固よりそこに勤勉、熱心なる蓄財心等、幾多の長所を挙げ得るが、特に之を犯罪性人格方面より眺むるに於ては、極めて大ざつばに云つて、第一に、悖徳性（公德性背反）、第二に、迷信性、第三に、貪慾性、第四に、慘虐性、第五に、復讐性、第六に、詐欺性に於て濃厚であり、これら性格の徴表と見得べき顯著なる事例の幾多を存し、かかる諸分子が臺灣に於ける犯罪の種々相を基礎づけてゐる事實を否認し得べくもない。さうして特に、島民の若干分子に在つては、今なほ迷信及び舊慣習に支配される者多く、また殺人、傷害等の事件は、常習の老練による場合も多いのであるが、何れとするも、之等の諸分子共に「無教育」が、その犯罪原因を成してゐることは争ひ難き一事である。かつて獨逸の刑法學者リストは、犯罪の參謀本部には、常に財産なきプロレタリア階級の登場を見ると斷言したのであつたが、茲に於ては、寧ろそれは、「無教育」なる分子によつて修正せらるべき事實を見受けるのである。

二 統計より見たる犯罪の諸相 (1) 昭和十一年中の「全島警察取扱犯罪件數」は、(a) 刑法犯に於て、六五、八二二件、内、依然として第一位は、竊盜、第二位は、詐欺、第三位は、賭博であり

(b) 特別法犯に於て、二八一、一八四件、内第一位は臺灣違警例、第二位は、臺灣阿片令、第三位は、自轉車取締規則違反である。(2) 同年中の「犯罪即決官取扱件數」は、二二七、二九七件、内内罪は、二一四、二〇三件であり、受刑人員は二二八、五八六人、金額は八六七、三八八圓六五錢罪名は、主として賭博、暴行罪(刑二〇八條)、行政法諸規則違反である。注目すべきはその内、正式裁判の申立は極めて少く、年々多くて數十件にすぎず、而も大部分は有罪となる一事である。(3) 同年中「檢察官の取扱人數」は、四七、七一四人、内起訴は一四、七〇二人(起訴率約三〇・八%)。(4) 同年中「全島裁判所に於て有罪の言渡を受けたる人員」(三審を通じ且つ即決處分を併せ)は、四五、九六二人、人口一萬に付き、八五・七人の割である。(5) 有罪犯人の第一位は、賭博(二八、五八五人)、人口一萬に付き五三・三%、全有罪人員の約六〇%を占める。第二位は、衛生に關する規則(六、〇八五人)、その内には主として臺灣阿片令、臺灣屠畜取締規則、齒科醫師、醫師法、獸肉營業取締規則、麻藥類取締規則等の違反を含む。第三位は、公安及び風俗に關する規則(二、七一二八人)、その内には、藝妓酌婦取締規則、料理屋飲食店取締規則、議會取締規則、警察許可營業規則違反等を含み、第四位は、產業に關する規則(二、一四九人)、その内には、臺灣森林令、臺灣度量衡規則、河川取締規則違反等を含み、第五位は、竊盜(一、三二一人)、第六位は、傷害の罪(一、一七六人)、第七位は、詐欺罪(三九〇人)である。右有罪犯人の内、本島人は四二、七二四人を占め、

全犯人の九二・九%、外國人は二、二四八人、四・九%、内地人は九九〇人、二・二%にすぎないが、人口一萬に對する犯人率は、外國人最も高く三七九・五人、本島人は八五・一人、内地人は三四・九人である。(5) 昭和一三年三月末「全島刑務所在監人員」は、四、四八五人、その内約三分の一に該る一、五八三人は、臺北刑務所に收容する(三)。(6) 統計上注意すべきは、村落に於ける犯罪數が、都會に於ての犯罪の約二倍數を示してゐる一事である。併し、之は人口と比較すれば、必ずしも田舎に犯罪が多いのではない。犯罪の場所としては、刑法犯、特別法犯共に、臺北州が壓倒的であり之に次で臺南州、臺中州、新竹州、高雄州の順。次に都會としては、臺北、基隆、新竹、臺中、彰化、臺南、嘉義、高雄、屏東各市の順(人口に比較して、基隆市が最も多い)。(7) 季節としては、毎年二月に犯罪數最も多く、殊に賭博罪が多い。舊正月の遊び時期の影響であらう。(8) 「犯罪の原因別」を見るに、第一位は、射倖心に因るもの(二二、六〇七人)、二位は、慾心によるもの(四、四七二人)三位は、病苦に因るもの(一、三一九人)、四位は、友誼に因るもの(五四五人)、五位は、憤怒に因るもの(四五二人)、六位は、疎虞(過失)に因るもの(三八六人)、七位は、怨恨によるもの(二一四人)、八位は、懶惰(一五三人)である。

(一) 昭和十一年全島警察取扱犯罪(新受)件数

刑 事 犯	(特 別 法 犯)
竊 盜	臺灣 盜 警 例
詐 欺	臺灣 阿 片 令
賭 博	自 轉 車 取 締 規 則
賭 博	船 舶 法
傷 害	自 動 車 取 締 規 則
傷 害	マ ン リ ャ 防 遏 規 則
贓 物 に 關 する 罪	麻 藥 類 取 締 規 則
姦 通、強 姦	大 清 法 施 行 規 則
過 失 傷 害	保 甲 條 例 規 則
住 居 侵 入	街 路 取 締 規 則
略 取 誘 拐	戶 口 に 關 する 法 令
附 取 賄 賂	臺 灣 州 稅 施 行 規 則
文 書 偽 造	警 察 取 締 諸 營 業 規 則
失 火 告 白	獸 肉 營 業 取 締 規 則
誣 告	
件数	件数
二〇、八八九件	七九、五七八件
一三、三二五	五二、八八三
一一、二八七	二一、一六三
七、七五六	一六、四四七
四、四二九	一四、一二二
一、〇五四	一二、七〇二
一、〇五〇	一一、九〇七
一、〇一四	八、三八七
五四九	五、九五八
四六九	五、八五一
四〇五	五、四八六
四〇三	三、四三〇
三三八	三、二六八
一〇七	三、〇八一

(二) 全島裁判所所有罪言渡人數(即決を含む)

年 度	實 數	人 口 一 萬 に 付	年 度	實 數	人 口 一 萬 に 付
昭 和 六 年	三六、九一二 ^人	七八・三 ^人	同 九 年	三九、七七七 ^人	七七・九 ^人
同 七 年	四〇、一八二	八三・〇	同 一〇 年	四一、六〇六	七九・六
同 八 年	四一、一七五	八二・九	同 一 一 年	四五、九六二	八五・七

(三) 昭和十三年三月末、全島在監者人員數

刑 務 所	刑 事 被 告 人	自 由 刑 (懲 役、禁 錮、拘 留)	勞 役 場 留 置	合 計
臺 北	一五五人	一、三六九 ^人	五九 ^人	一、五八三 ^人
宜 蘭	一	一〇〇	八	一〇九
花 港	一四	一四四	一	一六九
臺 南	四七	七五二	三五	八三四
臺 南	四五	七〇〇	一〇	七五五
嘉 義	四〇	三三一	一〇	三八一
高 雄	四〇	九一	三四	一六五
新 竹	一五	四五六	一八	四七九
總 計	三五七	三、九四三	一八五	四、四八五

二 高砂族に於ける犯罪

臺灣犯罪の特殊性は、まづ山の上の犯罪に於て之を見受ける。北部東海岸に突出する三貂角に起り阿玉山、樓蘭山、シユキス山、次高山に至りては三、九〇〇米を突破する臺灣中央山脈は、南方ガラシビー附近に消ゆる迄、その間三、〇〇米乃至三、八〇米の高峰五十八座を擁し、タイヤル、サイセツト、ブメン、ツオウ、ルカイ、バイワン、バナバナヤン、アミ、ヤミの九族に大別せらるる高砂族は、この中央山脈一帯に割據し、その總人口十五萬二千有餘人、獸皮の帽に蕃衣蕃刀、傳統の銃器を携へて概ね天然の勝地に占據する。彼等は抑も青空と土とを世界として原野に生を營んでゐる自然の愛兒であるが、而も尙ほ人間の悲しさ、彼等種族間に於て、はたまた同族の間に於て、屢々恐ろしき鬭争を演じ、時には種族外の人との關係に於て、非道なる加害を敢て試みる罪惡より免れ得ない人間である。蕃人の犯罪に對しては、明治三十三年内訓第一號「生蕃人の犯罪事件に關する件」に依つて嘗ては臺灣總督の指揮を受け、檢察官長が犯罪を起訴し得ることとなり、「犯罪處理法」や、「犯罪即決に關する内訓」等を以て、一般刑事法令を適用してゐた時代もあつたのであるが、明治三十九年民政長官から「蕃人の犯罪事件取扱の件」が通牒せられ、高砂族の民事、刑事の一切を擧げて行政處分に委し、彼等の慣習を斟酌して裁決せらるることとなつた。蕃人の犯罪は、(a) その種族以外の

者に對するもの(蕃害)と、(b) 彼等種族同志のものとの區別し得べく、前者なる蕃害の歴史は、領臺後のそれとしては明治三十六年に始まる。爾來、之が鎮壓鬭争は繼續せられ、北部は大正三年八月、南部は大正四年一月、一先づ鎮定されたのであつたが、近く、昭和五年十月二十七日、霧社事件勃發し、可惜内地人一三四人、本島人二名の生命を失つたことは、かへすくも遺憾なことであつた。彼等は平素は温順であるが、何等かの感情に激發されては、往々にして殺傷事件を惹起する(一)。種族外に對する殺人にして、而も彼等の敢て罪惡とせざる惡習に、「首狩」(出草)がある。誠首は、首級を得ることそれ自體が目的であり、相手の勢を挫かんとするのが目的ではない。一種の祖先の祭りに對する信仰犯である。この蕃害は、近時漸く減退の傾向にある。併し出草といふことより離れて、彼等の間にも、殺傷は時々演ぜられる(二)。現時に於ける彼等一般的の犯罪としては、姦通、暴行、無斷旅行、官命違反等が主なるものであり(三)、之に對する懲罰は、罰金(過怠金)、勞役、留置、物件提供、銃器貸與停止、狩獵制限、戒告、謝罪等が主なるものである。

第十章 臺灣に於ける犯罪の諸相
(一) 毒害に因る被害者人数

區分	年											計	區分	年											計
	自明治二十八年 至昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年			計	自明治二十八年 至昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	
死	警視	二										二	警視												
	警部	四				三						四	警部												
	警部補	三				四						三	警部補												
	巡査	六				三	二					六	巡査	一											
	警手	一				二	二					一	警手	一											
傷	人民	四				二	二				四	人民	四												
	其他	四				二	二				四	其他	四												
	計	六				三	三				六	計	九												
	警視	一									一	警視													
	警部	二				一					二	警部	二												
合計	警部補	二				一					二	警部補	二												
	巡査	九				二	二				九	巡査	九												
	警手	一				一	一				一	警手	一												
	人民	一				一	一				一	人民	一												
	其他	一				一	一				一	其他	一												
計	六				三	三				六	計	九													
合計	一、九〇八				二、二四二	一、九〇八					一、九〇八	合計	一、九〇八												

(二) 高砂族相互殺傷人数

區分	年	件数	人数
死	自明治二八年至昭和元年	二	一、一四三人
	同	三	六
	同	四	六
	同	五	四
	同	六	九
	同	七	一五
	同	八	九
	同	九	一六
	同	十	六
	同	十一年	五
	合計		一、二三四
傷	自明治二八年至昭和元年	一五	七六五人
	同	一〇	一五
	同	一三	五〇
	同	二四	二四
	同	二四	四
	同	二八	二
	同	一一	二九
	同	二五	一四
	同	一四	一八
	同	一〇	一
	合計		一、〇一八
合計		二、二四二	

(三) 高砂族昭和十一年中の犯罪(人口九萬四千餘に對し、二九五件にして五六五人)

罪名	件数	人数
竊	四六一〇	五〇
盜	四九	九〇
通	二七	四五
密		
交	二〇	三三

無斷旅行	一九	三七	竊盜未遂	四	二七	放火	二	三	不正交易	一
失火	一四	一九	私通	六	五	強姦	二	二	流言蜚語	一
毒草捕魚	一二	三八	爭鬭	三	一三	密屠	二	二	物品強要	一
風紀紊亂	一一	一三	不穩言動	三	三	器物損壞	一	二	錢幣買賣未遂	一
過失傷害	一〇	一三	貨物毀損	三	三	交通妨害	一	二	詐欺	一
狼狽	一〇	九	墳墓發掘	三	三	約違反	一	三	拾得物橫領	一
山野燒毀	九	一三	強盜	二	八	密濫賣	一	一	強姦未遂	一
傷害	九	二一	紛爭	二	四	同謀	一	一	強姦未遂	一
暴行	八	二〇	領城侵害	二	三	同謀	一	一	計	二九五五六五

三 臺灣に於ける歴史的犯罪

一 土匪事件 臺灣に於ける犯罪のうち、最も特有なもの一つとして、領臺後犯罪史の最初の頁を飾るものは土匪事件である（匪徒刑罰令、明治三五年律二四號）（一）。由來、匪徒の亂は清領二百餘年を通じての惱みの種であつたのであり、その間、著明の匪亂三十七、八回、領臺後に於ても、或は暴力を行使して強奪、殺戮を働く者、或は統治に不満を懐くもの、或は支那の勢力を背景として大衆を煽動し、民族的意識も之に加はり、各地に蟠居して抵抗し、爲めに、明治二十八年十二月下旬より、内地混成七旅の出征を乞ふに至り、宜蘭地方より掃蕩が行はれ、その後八年間、寧日なく、明治三十四年頃に至り漸く刺滅されたのであつた。吾々はこの間、特に「芝山巖の大悲史」の演ぜられたことを忘るゝことは出来ない。この大悲劇こそは、凡そ臺灣に教育といふ事業の存続する限り、斯方面に従事する者にとり永久に忘るることのできない尊き犠牲であり、いまに思ひ出すさへ人をして暗涙を催さしむる。が、明治三十四年鎮定後に於ても、尙ほ支廳長以下内地人家族五十二名を殺害した慘忍極りなき「北埔事件」（明治四〇年一月一四日）、童乩と官憲に反感を持ち、警察を襲撃した「林圯埔事件」（同四五年三月）、木伊乃を擔いで臺灣王の迷夢を見た「土庫事件」（四五年五月）、首魁羅福生を中心とし、外百八十一名の参加を見た「苗栗の陰謀事件」（大正二年十二月）、支那革命に刺戟されて發生した關帝廟、東勢角、大甲、大湖、南投の各陰謀事件、臺灣皇帝を妄想した「六甲事件」（大正三年五月）、檢舉人員實に千九百五十七人、死刑の宣告八百六十六名を出した「タバニー事件」（大正四年五月頃より首魁逮捕まで約一年を要した。西來庵事件ともいふ）あり。之等は、清國革命の餘波を受け、政治的臭味を帯びてゐた點に特色を存するも、猶ほ、特殊的人物の衝動的行動で結局、何れも一部妄想野心家が、無智なる民衆を徒勞に踊らせたものであつたが、右最後のもの以來今日に至るまで匪徒刑罰令は、幸にして遂に適用を見ずに済んでゐる（二）。

(一) 匪徒刑罰令は、大正六年以降適用を見ず現在に及ぶ。同法に依り處断せられたる者は明治三〇年八人、同三一、三二年三 臺灣に於ける歴史的犯罪

なく、三三年一、四六三人、三四年一、六六一人、三五年七二八人、三六年一五〇人、三七年二二人、三八年二人、三九年一三人、四〇年六人、四一年四人、四二年一人、四三年二人、四四年一人、大正元年一五人、同二年一五五人、三年一七一人、四年一三一人、五年五一人である。

(二) 匪徒は鎮定されたが、尙ほ無頼の徒は絶えず、之を老練オールドハンドといふ。犯罪的危険性の最も大なる常習的犯罪分子である。之が對策としては、明治三十九年三月「臺灣浮浪者取締規則」あり、その本質は刑罰法規ではなく、一種の行政規則である。その「予戒處分」に對し、承服せざるものは、今日では「臺東監獄所」に收容せらるる關係上、事實に於て、彼等老練に對する一大威嚇となつてゐる。なほ數年前、兇惡無比の老練、楊德餘外百名檢擧せられ、臺北一隅の暗影を一掃したことは、世人の記憶に新な所である。

二 臺灣に於ける思想犯 は、今後また新なる方向を目指して進む可能性なしとは斷じ得ないが、謂ゆる共產主義の社會運動は今日のところ、まづ過去の犯罪となつたと見てよいのではないかと思ふ(一)。彼等が優勢の時代、檢擧せられて臺北等の刑務所に在るや、彼等はその主義に心酔し、多數を待み不遜高慢なる行動を敢てし、高聲を以て談話を爲し、或は主義演説を爲し、或は革命歌を高唱する等、悉く反抗的態度に出で、遵法精神を全く缺き、第一線の戒護者をして手古摺らしたものであつた。併し滿洲事變を契機として、この種主義運動には、社會の如何なる分子と雖も、もはや見向きもなくなつてゐる(二)。蓋し是れ當然である。筆者は嘗て臺灣共產黨事件の公判を傍聴したことがあり、その時つくづく感ぜさせられたのであつたが、いつたい彼等の如き者の聲に多少なりとも臺灣社

會乃至社會人が動かされたこと、それ自體不可解なのである。たわいもない回想人物共の集りにすぎなかつたのであつた。

(一) (1) 臺灣に於ける社會運動の鼻祖は、大正三年十二月板垣伯を迎へて組織した「臺灣同化會」に始まる(大正四年二月解散)。(2) 大戦後、米國大統領ウィルソンの民族自決、被壓迫民族解放デモクラシーの思想に従ひ、「臺灣は臺灣人の臺灣たらしめねばならぬ」となし、在東京青年學生約百名は、大正八年十二月、「啓蒙會」を組織し、翌九年三月、「新民會」と改稱、九月、「臺灣青年」紙を發刊し、次で大正九年の第四回會議に、法律第六三號改正案が政府案として提案せらるるや、「六三法」撤廢運動を起し、「臺灣議會設置請願運動」となる(この運動は後に文化協會中心となつたが、昭和九年九月二日、内外の情勢に鑑み、請願を中止する申合せを爲すに至つた)。大正十年十月蔣渭水は、林派堂陰陽の援助の下に「臺灣文化協會」に現はれ、一時一千餘名の青年學生を擁し、民族的意識及び臺灣議會設置請願運動の中心となる。爲めに大正十一年の「師範學校騒擾事件」、「二林事件」、「新竹郡警察署襲撃事件」等起り、當局は大正十一年二月二日治安警察法により、結社禁止處分を爲す。然るに彼等は、大正十二年四月皇太子殿下の行啓に際し、「臺灣議會設置請願」の旗を立てて奉送せんとす。當局は大正十二年十二月十六日、治安警察法事件として一味を檢擧す。第一審有罪。(3) 大正十五年頃より「共產主義」の革命思想が侵入し、昭和二年一月、文化協會は分裂して、「無産階級」と、「民族自決主義派」となり、後者は同年五月、「臺灣民黨」を結成するも、綱領不穩なる爲め六月禁止、爲めに、黨を修正して「臺灣民衆黨」を組織する。同黨は民族運動に無産階級運動を利用せんとする派と、ブルジョア階級に屬する者とに分裂し、後者は昭和五年八月、「臺灣自治聯盟」を組織する。が、その左翼化により同、二月十八日結社禁止となる。(4) 農民運動は、大正十四年、臺中州の「二林蔗組合」を嚆矢とし、「臺灣農民組合」が十五年六月結成され、昭和二年頃特に勢力があつたが、昭和四年二月大檢擧となる。(5) 工業労働者の組合は、大正十三年、四年頃より勃興し、昭和三年二月には、「臺灣工業總聯盟」が成立したが、その母體たる「民衆黨」の衰退に伴ひ、活動力を失ふ。(6) 昭

和二年十二月頃、コミンテルンの指令により、日本共産黨の一民族支部として、「臺灣共産黨の中央部」を三年一月結成し、黨の組織の擴大を圖つたが、六年六月全島の檢舉に遭ひ、外廓團體たる「農民組合」、「文化協會」共に潰滅する。六年九月に組織した「赤色救援會」も數箇月にして檢舉さる。その後、滿洲事變を契機として、この種の犯罪は急角度的に減少するに至つた。

(二) 治安警察法及び治安維持法に依る處罰人數表

(大正十四年前には無し)	治安警察法	治安維持法	合計
大正十四年	五人	一人	五人
昭和元年	三	一	三
同 二年	一六	一	一六
同 三年	四	一	四
同 四年	一	一八	一八
同 五年	四	一	四
同 六年	八	一	八
同 七年	一	一	二
同 八年	一	一	二
同 九年	一	一	二
同 十年	一	一	二
合計	三一人	三一人	三一人

四 臺灣人の現在の犯罪

一 一般刑法犯 (1) 竊盜。は内地と同じく、本島に於ても數に於て第一位を占める。蓋し、文化の程度比較的低い本島人の思想としては、先占の觀念により、他者に屬せざる物は、凡べて自己に於て領得して可なりとでも考へてゐるが爲めであらう。本島に於ては強盜は少いが、空巢狙ひの竊盜が極めて多い。數萬圓の資産家が哀れ没落して竊盜を働くに至つた事件も傳へられ(員林、昭和十三年二月八日)、竊盜の爲め、前後刑務所四十年、前科八犯の男、またしても刑務所に、といふやうな新聞記事も見受けられる(昭和十二年四月一六日臺日)。さうして近くは、竊盜も次第々々に魔手を伸して鑛區に入り、金鑛石等を竊取し、自宅で精練の上、金密買者に賣飛ばしてゐる者等をも見る。その他奇怪な蛇盜人(員林、昭和一三、三、二九日)、多人數組の古鐵泥棒等(基隆同一三、三、二九日)、近くは「稼ぎ高千圓餘、チビ掏摸團の檢舉」(基隆昭和一三、四、五日)等が報ぜられてゐる。なほ一種の竊盜的行動として、本島の由々しき問題の一つとなつてゐるのは、官有地の無斷開墾者の甚だ多い一事である。彼等は必らずしも悪意に因る者のみではないが、時には官有地の原野を官の許可なくして自作に供し、機を得て時日の経過により時效取得を考へてゐる者等またなきにしもあらずであり、全島にその數と地域とは夥しいとのことである。尤もこの種行為が、はたして刑法上の罪と

なるや、成るとすれば何罪かは甚しく議論の存する所であるが、少くとも臺灣森林令第二一條三號等に觸れることは間違ひないのである。(2) 賭博は、主として本島人によつて、演ぜらるるのであり、臺灣に於ては、全刑法犯の六分の一を占め、特に即決處分に依るものが多い。「賽ころ賭博」等も相當に多いやうである。例へば昭和十三年四月の木牌使用大賭博、方文徳外四十三名の大檢舉の如き、即決で一擧罰金千四百圓言渡しの如き、又昭和十二年九月の臺中市有力實業家を網羅した大賭博級六十名事件の如き、代表的のものである。近時に於ては、電氣仕掛けの骰子等を使用し、僅か一時間餘に千數百圓も捲き上げる犯人もあり(昭和一三、五、一三日)、この種犯人は自宅の裏側等に電池、スイッチ等を装置し、テーブルの上にも亦電流を通ずる毎に磁氣に感應するやうな装置を作り、テーブル掛けその他で之をカムフラージュし、そこにイカサマ骨牌を使用して金員を捲き上げるのである(臺北、昭和一三、二、七日)。この場合困つたことは被害者の處置で、彼等はうつかり告訴も爲し得ない。何となれば告訴するに於ては、同時に自分の罪を自白しなければならぬからである。で、流石に警察は考へたもので、之は賭博でなく詐欺として被害者に告訴を促すこともあるとのことである。尙ほ空米賭博者の數も少なからざる如く、時々大檢舉を見る事がある(昭和一三、五、六日臺日)。(3) 詐欺罪も相當に多く、特に目を惹くのは生命保険の代理店を営む者等相當の資産家が、病人の替玉を使つて、之を保険に加入せしめ、早期死亡により多大の利得を企つる者等を屢々見出す

一事である。昭和十三年四月十日、臺南州斗六の保正査外一名に係る、保険金六萬餘圓詐取事件の如き、更に甚だしきに至つては、地方屈指の富豪でありながら、愛兒が生るるや保険金を一擧に數萬圓かけ、翌年保険金欲しさに、愛兒に腫物を生じたるを奇貨とし、之に藥品を吞ませしめ絶命せしめた事件の如き、詐欺を通り越して殺人の域にさへ入つてゐる。幽靈會社を設立して一萬圓を騙取せる事件(臺北、昭和一三、四、八日)の如きものもある。(4) 横領罪も少くはない。特に屢々問題となり社會上由々しき問題を生ずるのは祭祀公業の管理人たる者が、その地位を濫用して公業財産を横領せんと企つる者あり、本島特有の現象を成す。昭和十二年二月の彰化市の「楊揆齋公業事件」の如き、その顯著な一例であらう。公業の土地管理人がその地位を利用して、管理土地を處分し不當利得を企て、公文偽造行使の教唆等を演じ、以て土地を自己名義と爲し、之を擔保として諸銀行より數萬圓を借り受けたといふのが、公式的嫌疑事實として傳へらる。尙ほ近くは、公吏にして數名共謀の上、公金を横領せんとした事件をも見受けらる(昭和一二、二月臺東街事件)。「公金横領の犯人交番に飛込み、友人の巡查に忽ち逮捕さる」等の記事を見ることもある(新竹、昭和一二、一一、一二日)。(5) 殺人罪 強力犯は本島人の不得手とするところであるが、時々血腥い殺傷事件を見る。多くは本島人の氣質たる慘虐性、激情性、復讐心又は争鬭性、痴情に基くものである。臺南に於て幾人かを殺傷した「鬼熊」こと楊萬事件の如き、犯人は逃走し、嘉義郡番路庄の山奥に入りては、更に二名と子供

三人を燦殺し、永い間逮捕に至らなかつた。また近く昭和十三年一月三日に臺南州新化郡に於て發生した本島の犯罪史上稀に見る婦人の偽自首事件たる王馬牛、李天梓及びその妻李杜氏垂に係る殺人事件の如き、復讐に出でたとさるる代表的のものであらう。同事件は血腥い庖丁片手に李の妻が、殺人自首、警察に於て取調の結果、右は偽りの自首であり、李天梓の妻、夫と共に謀の上その叔父李在旺とその妻との殺害を企て、その結果王馬牛に金八十圓を以て右兇行を依頼し、兇行には李の妻の衣類を貸して演出せしめ、その衣類を更に妻に着替へしめた上、殺人の偽自首に及んだと傳へらる。更に昭和十年十月二十八日、臺北橋附近の川岸に漂着した尼僧林氏招治に對する夫林水木の殺人屍體遺棄事件の如きは、痴情に出づる代表型のものであらう。注意すべきは、本島人の喧嘩闘争に際しては、相手の脾臟部を突き又は蹴り、之を破裂せしむる場合が多いとせらるる一事である。之はいまから二百餘年前、乾隆年間に南支那民族移住の際、一種の拳闘術を無賴漢の徒に傳へたものを受け繼いだものとされてゐる。また臺灣に於ても、絞殺が内地に於けると同じく可なり多いのであるが、内地人のそれと手段に於て異なる點は、前者は大低男結びとするも、後者は必らず十字結びとするのが特色とされてゐる。(6) 傷害事件 も相當に多い。之も無賴の徒、激情性または憤怨に發するものが多いらしい。近く上告審に在り、内地より林博士の辯論まで見るに至つた冬密夫人外二名に係る鄭肇基氏襲撃事件、即ち昭和十二年三月四日午前三時頃、新竹市北門町の素封家鄭肇基が寢室で妻と會談中、叔

父、甥の親戚關係で永年確執不和なる隣家の富豪鄭神寶氏夫人、鄭張氏冬密の使喚に依り、黄金水なる者が日本刀を携へて被害者の雇人曾水龍の手引で闖入、被害者と愛妾及び第五夫人に斬りつけたとの被疑事實(事の眞否は別とし)の如きは、事案そのものとしては後者の例に屬する。本島に於ける傷害事件の特徴としては傷刺によるもの多く、殊に「アヒレス腱斬り」といふのがあつた。主として老雙の間に行はれ、臺灣では、「斬後脚跟」といふ。之は相手方に生命の危険少く、而も生涯不具者として恥辱を與へ、且つ復讐を防ぐに都合がよい方法と考へて演ずる者が多いらしい。また臺灣人は、争鬪の際、拳或は足を以て突つか蹴るかを主とし、内地人のやうに上から蹴るやうなことは少いとせられてゐる。危険の巷に出入する者は用心すべき事である。(7) 姦通罪 も相當に多いらしい。理由は、もと／＼本島人の結婚は財産婚の場合多く、物質的の結合であり、精神的のそれでないものが多數を占むるのであつて、而も平常の生活に於て夫が經濟を獨占し、婦人に金を任せない。故に偶々意氣相投じ、況んや金を恵む者等あらば、姦通の危険は、容易に惹起されるのである。尤も夫の告訴も多くは謝罪料の拂はれない場合に限られる。故に臺灣刑事訴訟法の特例として、内地の如く、「妻に對し離婚の訴を提起したる後にあらざれば告訴を爲し得ず」との刑訴第二六四條の規定は、排除されてゐる(臺灣に施行する法律の特例、第三五條)。(8) 強姦事件 も可なり多く、その結果として致死、致傷を招來する場合も少くない。最近には、女給王氏昌の失踪(昭和十三年三月十日頃)に係る

人力車夫鄭萬金（三〇歳）の強姦未遂致死被疑事件が話題とされてゐる。(9) 墮胎罪は極めて少い。之は、本島に於ては事實上、子女の人身賣買行はるること多く、産兒を一つの財産と見るが爲めであらう。なほ(10) 臺灣に於ては、また「情死」といふものが極めて稀れである。之は前述の如く、本島古來の風習として、男女關係が極めて物質的に結ばるる當然の結果ともいひ得べきであらう。只近く基隆で、少女が同姓心中を企てた事件があつた（昭和十二年十月二十五日）。併しそれは醜業を強ひられての心中であるから、心中とは似ても似つかぬものである。(11) 業務上の過失。交通事件、自轉車、自動車に因るものが數多い。内地では業務上の過失致死傷は第六位を占むるも、臺灣では第八位である。内地ほど交通が發達してゐない爲めであらうが、その實に於て甚だ粗惡なるものを屢々見受ける。交通の發達程度よりすれば、この違反は多きに失する。

二 阿片犯 臺灣犯罪の特殊なるものの第一には、臺灣阿片令（改正昭和三年）違反罪を挙げ得る。昭和九年七月より阿片令違反を法院の直裁とし、檢察局で精査し、救済し得る者は不起訴とし、不可能なる者は、六月以上の嚴罰に處して居る。(一) 阿片吸食者を見るに、之等は、また文書偽造、私印偽造、偽證罪、常習賭博、同開帳、博徒結合、竊盜贓物等を犯す可能性を多大に存するのである。

(一) 阿片吸食者特許者は、昭和十一年末に於て一三、四〇七人。本島總人口に對し約四百人足らずに一人の對(特許を得

ずして吸食するにより罪となる。阿片令第一四條)。阿片犯に對する、法院處刑人員表の如し。

年次	總數	役罰	監禁	金額	科料	計
昭和九年	三三二	一、〇四七	一、〇四七	—	—	一、三九一
同十年	二〇五	一、三四三	一、三四三	—	—	一、五五〇
同十一年	一九九	一、二五五	一、二五五	—	—	一、四五八

三 特殊の犯罪 (1) 迷信犯 が、特に濃厚である。例へば(a) 癩病者が死ねば、癩病の瘴氣は煙の如く離散して、誰れ彼れの別なく、附近の人に傳染すと考へ、寧ろ生ある中に葬らるるに若かずと爲し、吉日を選び、生別を爲し、生者を埋葬するが如き、(b) 死兒は水中に投じなければ、その靈鬼となるのみならず、妊娠しないと考へ、爲めに嬰兒の死體を或は河中に投ずるもの多く(例へば昭和十二年九月二〇日の曾文溪鐵橋下のその如き)、或は墓地附近に遺棄し、無殘にも野犬に喰ひ荒さるるを見受くるが如き(例へば昭和十二年十月十七日、臺南市墓地内)のそれ、或は(c) 食菜人(齋教徒)が、一種の信仰上の迷信に驅られ、僧七名、信徒婦人七名が、寺前に於て薪を積み油を灌ぎ、又各自綿に身を包み、油を灌ぎ一時に焚死して成佛せんと數通の遺書を留め、身體に火を點じ積み重ねた薪中に飛び込み、焚死を遂げたるが如き(大正二年四月十三日、臺南州曾文郡事件)、又

は食菜人數名が身體を繋ぎ合せて激流に飛び込み、溺死を遂げたるが如き（大正八年九月頃、新竹州下）それである。尙ほ近く、(2) 競馬法實施され馬券が発賣せらるるや、競馬場の犯罪増加し、或はスキッチ、パンツリ、道頓堀等の犯行を見るものの如くである。昭和十三年一月十六日の如き、臺北競馬場では、詐欺前科三犯查の如き、馬券を偽造行使して、一舉に千數百圓を稼いだとの事實が傳へらる。尙ほ(3) 事變に乗じて、對岸及び海上等との關係上、本島では盛んに一流の「流言蜚語」を爲す者多く、その中には荒唐無稽、中でも最も惡質なのは、去る昭和十二年九月頃、臺北市内一流大商店の身邊にかかる風説を存した一事であつた。更に、(4) 誣告詳害 の特殊犯罪型も多く、中には之等の密書の中に、虎の形に切つた紙等を挿入して、「何郡何街某何々に於て………如此妖言惑衆大亂民心當局何不處分乎」（善良民）といった風のものもあるらしい。

五 内地人の特殊的犯罪

内地人の犯罪は、その數よりするも、質よりするも、本島人のそれに比較して極めて輕微であり、特に臺灣に十年以上も定住し、その社會に落付ける者の中より、強力犯等の類を出すことは極めて稀である。之に反し、内地から來て間もない者、一稼ぎせんとする者、渡り者等の内からは、時々人の豫想だにもしない極惡非道な犯罪を見出すことがある。

一 殺人傷害罪 その顯著な事例としては、(1) 大正四年「花蓮港の十三人斬り」の如き、内地人で領臺後死刑となつた最初の犯人であり、近くは(2) 臺北市の被告人佐川の「お岩殺」事件の如きその犯罪の動機といひ、犯罪の手段といひ、犯行後死刑に至るまでの態度といひ、徹底したる犯罪人格であり、悔悟の情の認むべきものもなかつたとされてゐる。之は渡り者の一犯罪形式である。(3) 同様な惡性の犯行は、その後間もなく發生した基隆の「バラ／＼死體事件」にも、また近くは、(4) 昭和十二年二月臺北市堀江町の工場主木越某に對する殺人「白骨事件」にも見受けらる。後者事件の犯人齋川の自供なりとして當時新聞紙の報した所に據れば、その犯行は次の如きものであつたとされてゐる。曰く「被害者がウト／＼眠む氣を催してゐるのをチラリと見て「寢床でも敷きませうか」と誘ふ様に尋ね、被害者が「ウン」と返事をするか、しないうちに靜かに立ち上り、被害者の後ろにある押入れに廻り、布團を取り出す風をしながら、隠し持つた一尺餘りの薪で、背後からいきなり被害者の頭をねらひ打ちに一撃を加へ、倒れたところを馬乗りになつて兩手で扼殺した」と。さうして、その殺害の動機目的が、被害者の妻と情痴關係を持続せんとするに在つたとすれば、吾人また何をか云はむやである。(5) 昭和三年十月六日、基隆渡止場に於ける日本共產黨の一領首「渡邊政太郎」の與世山刑事殺害後、自害を遂げた事件も果敢なる一つであつた。即ち「……實は私は堀田吉三ではなく、米村春太郎といふ者で、東京市淺草區初吉町二十番地に住んでゐる者で……」との自稱米村事

渡邊の答へに不審を懐いた與世山刑事は「御迷惑はかけませぬから一寸本署まで」と促し、渡邊は少しも悪びれず落付いて水上警察のランチ常盤號に乗り移り、續いて水上監督、警部以下臨檢の警察官も共に乗り移りランチは間もなく岸壁に着けられたのであつた。與世山刑事は眞先に岩壁に飛び移り、促されて渡邊も岸壁に他の警官連も次ぎ／＼に陸へと上つた。突如「バーン」……一發の下に與世山刑事は倒れ、渡邊は一目散に逃げ始めた。切那、「バーン」……二發目が與世山刑事に放たれ「バーン」……三發目は、渡邊が自らの臍天に目かけ自殺を圖つたのであつた。(6) 嚴格なる意味の内地人ではないが、同じく渡り者の鮮人、趙明河の、昭和三年五月十四日、臺中市に於ける事件に至つては思ひ起すも惶れ多き極みであり、日本人としては想像だにも爲し得られない犯行であつた。かかる犯行を爲し自殺することが、病身なる自己の最後を飾るものと考へる等とは、既に人としての範圍を脱却してゐたものと謂はねばならぬ。

二 瀆職罪 内地人官吏の瀆職罪は古い時代、例へば明治三十年の大疑獄事件の如きは、社會的に大なる衝動を興へたものであるが、近頃は殆んど耳にしない。統計を見るも昭和十一年中には、僅か一人の收賄犯人を見出してゐるのみである。若し夫れ檢察官瀧口事件の如きに至つては、稀有のものであり、全く例外である。

三 特殊事件 (1) 臺灣劇場を繞つての「清住事件」、「細田ラヂオ禍事件」、「宮島龍華事件」等摘

發の世づるを爲した昭和十一年檢事の鈴木外三名に係る恐喝、詐欺、横領、傷害、暴行、脅迫、器物毀棄常習賭博開帳被告事件の如きは、内地人の近時臺灣に於ける犯罪史上特筆すべきものであらう。内地人の間にも、(2) 時には氣候の爲めか、奇妙なる犯罪を見ることがある。例へば、昭和十二年、女給襲撃専門の被告人某に係る住居侵入、竊盜、強盜傷人事件の如き、被告人は法廷に於て、「何故女物ばかりを竊むか」と訊ねられ、「それは將來、妻を貰つた際、歡心を買ふ爲め」と答へ、それにしても「被害者には濟まないと思ふ」と言つて居る。また (3) 流れ流れてカフェー、料理店を渡り歩き、衰れ最後は倫落の女として、三面記事の數行を飾る事件も屢々見受ける。次の如きは臺灣に於けるその一代表型である。曰く、「十年前湯の町、北投から千數百圓の前借で臺北一の某料亭に仕替へて一週間、某會社重役に二千數百圓で請け出され、某所に一萬圓の宏壯な妾宅を作つて貰ひ、月々數百圓の小使を貰ひ、豪勢な生活を送つてゐた某女、遂に昭和六年十二月十八日の夜自宅に放火し、翌年八月に三年の懲役、出獄後流浪の果て、警察の留置場で若き愛の燕と顔合せ、但し所有物は着物一枚」と(昭和一二年四月七日臺灣日々新聞記事)。

六 外事關係の犯罪一般

臺灣島は海に圍まれた山の島である。本島には事變前に、約六萬の支那人が居住して居り、海を隔

てて對岸南支、上海に接する外に（對岸との往復、支那人は一箇年に一萬人以上）、英、米、伊、和蘭等の各國は（それらの居住民は少いが）夫々領事館を置いて居る。事變前後より、觀光その他の名義で渡來する一般外國人の數も急に増加し、その間容疑的行動者も尠からず、加ふるに基隆、高雄港に寄港する外國船舶等も相當數に上り、之等の外國人、特に支那人中には間諜行爲を敢てし、進んで本島人と結托して、不逞を企つる者すら少からずと目せられ、爲めに昭和十年には、基隆水上警察が新設せられ、最近には、地方的に臺北州警察部にも外事課が設けられ、且つ改正軍機保護法の實施と共に、一般に外事關係の犯罪に警戒の眼が投ぜらるるに至つた。注目すべき犯罪形式は、次の如きものである。

一 外國船舶の不法入港事件 まづ (1) 思ひ出さるるのは、昭和十年初めの「ジユノー號船長ジ・テイアリング事件」である。臺灣の社會は、之を重大視し、當時一大問題を惹起した。併し、昭和十年六月十日臺北地方法院刑事合議部（裁判長山脇判事）の下された控訴審判決はその逆を行つて、實に簡明そのものであつた。曰く、「主文、被告人を罰金五百圓に處す。右罰金を完納すること能はざるときは、被告人を百日間勞役場に留置す。訴訟費用は、第一、二審共全部被告人の負擔とす」と。その理由に曰く、「被告人は和蘭國インデサタンク汽船會社所有に係る汽船ジユノー號（二三四五噸餘）に船長として乗組中、昭和十年四月七日午後四時五十六分頃、不問港場たる澎湖廳漁翁島小池灣

内にして同島海岸より約一軒沖同廳馬公港より約七軒沖の位置に投錨し、以て同汽船を不問港場に寄港せしめたるものなり（證據説明略）。法律に照すに、被告人の判示所爲は、船舶法第三條本文第二十三條に該當する云々」と。この判決には關係官憲及び社會一般關心の徒は、ただ「アツ」と叫んだまゝ、二の句がつけなかつたのであつた。(2) 右事件に腫を接して昭和十年四月十五日頃から同月末にかけ、臺東沖合で同様の事件「怪ヨット、フライイング・ダッチマン號事件」が発生した。この事件は、舊軍機保護法第一條違反及び船舶法第三條第二三條違反として、臺北地方法院宜蘭支部檢察局に送局起訴されたのであつたが、結局同年五月十一日宜蘭支部裁判所で、被告人退役米國大尉船長ウィリアム・ゲーツに對して言渡された判決は、軍機保護法違反は證據不充分で無罪、船舶法違反のみ有罪で罰金百圓のみ。被告人はヨットの沒收を免れて、早速に罰金を納め退去したのであつた。

二 密輸出入事件 (1) 金塊密輸事件は、昭和六年十二月金貨幣及び金地金輸出再禁止後、昭和十一年末に至るまで警察に於て檢舉せらるるもの、平均毎年約五十件で、(2) 密輸出量の價格は、一千萬圓の巨額に達すと云はれ、相手先は支那である。近く昭和十二年五月に檢舉された本島人十一名に係る金塊三十二貫（價格約四十萬圓餘）を對岸方面に密輸出せんとした外國爲替管理法及び臺灣爲替管理法違反事件の如き、この著しき例である。(3) 阿片密輸入の犯罪も今なほ絶へない。昭和十二年九月二十五日、基隆市寶町居住郭子隆外十三名の阿片密輸入事件の如きがそれである。(4) 近くは

事變に因り、上海方面よりの漢藥輸入が殆んど禁止又は制限せられ、この種藥價の騰貴に支配され、之が密輸入を企つる者をも出すに至つた。過般の豊原街居住藥房主外數名による數千圓投資の密輸入事件（國外爲替管理法及び藥種商取締規則違反）の如き之に屬し、漢藥の騰貴に乘じ、密輸入によつて、一舉に莫大の利得を試みむと欲したものであつた。

三 スパイ犯及現在の思想犯 (1) 併しながら現時、外事犯の主なるものは、スパイ方面に在ることといふまでもないであらう。是れ現時臺灣に於て、各所に防諜聯盟等の結成されてゐる所以である。また (2) 事變が永びくに從ひ、さうしてまた支那の敗戦の影響が深刻化するにつれ、今後如何なる思想乃至宣傳が海を越えて本島に移入せられ、臺灣の社會を攪亂しようとするやも計り難い。すべて之等は將來の犯罪として、世人は最大の警戒を加ふる要あると共に、最大の防止に努むるの外はないのである。

(一) 金地金密輸出事件檢舉數の表

年次	被檢舉人員	密輸出量
昭和七年	五四人	二七三、〇六一・四七
昭和八年	一〇九	三一九、三七三・六六
昭和九年	一九	四一、八一四・七八

昭和十年	昭和十一年	合計
六九	四七	二六六、二三〇・七〇
二九八	九九六、〇六八・一三	九五、五八七・五二

(昭和十三年、五月、十五日稿)